

事 務 連 絡  
令和元年4月30日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の  
一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発0430第1号  
令和2年4月30日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（公印省略）

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和2年5月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料の定義について」（令和2年3月5日保医発0305第12号）  
の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」  
(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの071(1)①中「「体内固定用プレート」又は「患者適合型体内固定用プレート」」を「「体内固定用プレート」、「患者適合型体内固定用プレート」又は「人工股関節寛骨臼コンポーネント」」に改める。
- 2 別表のⅡの151(2)中「デンプン」を「デンプン又は酸化再生セルロース」に改める。